



<会津若松市の地域生活支援拠点等の特徴、工夫した点>

- 地域生活支援コーディネーターを中核とし、専門機関が連携を図りながら取り組む
- 相談窓口を24時間対応とし、緊急時に備える
- 体験の場、緊急時受け入れ場所を各1室確保。緊急時受け入れは病院内に設置しているため、医療との連携も可能
- 基幹相談支援センター等を中心に、関係機関が集まる会議や研修の機会が多く、情報共有など地域の連携体制を構築
- 親亡き後の障害者本人の地域生活支援等を想定し、地域生活支援コーディネーターを中心とした実態把握、アセスメントや支援のプロセスが作られている

1. 当該市町村・圏域の基本情報

人口	122,006人（平成29年6月末現在）	
障害者の状況 (平成29年4月現在)	身体障害者手帳所持者 7,570人	療育手帳所持者 966人
	精神障害者保健福祉手帳所持者 830人	
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者数は9,366人（平成29年4月現在） ・圏域における中心的医療機関があることから、障害者数が増加傾向にある。 （平成25年4月：8,948人→平成29年4月：9,366人） ・地域の高齢化の進行から、障害当事者の高齢化及び介護者の高齢化が進んでいる。 	
実施主体	社会福祉法人会津療育会（地域生活支援コーディネーター、基幹相談支援センター委託先）等	

2. 地域生活支援拠点等の整備にあたってのプロセス

検討を始めたきっかけ、検討開始時期

- ・地域自立支援協議会の相談部会で、障害者の親亡き後の問題が課題として上げられていた頃、国の基本方針に基づき、平成26年度に検討を開始した。

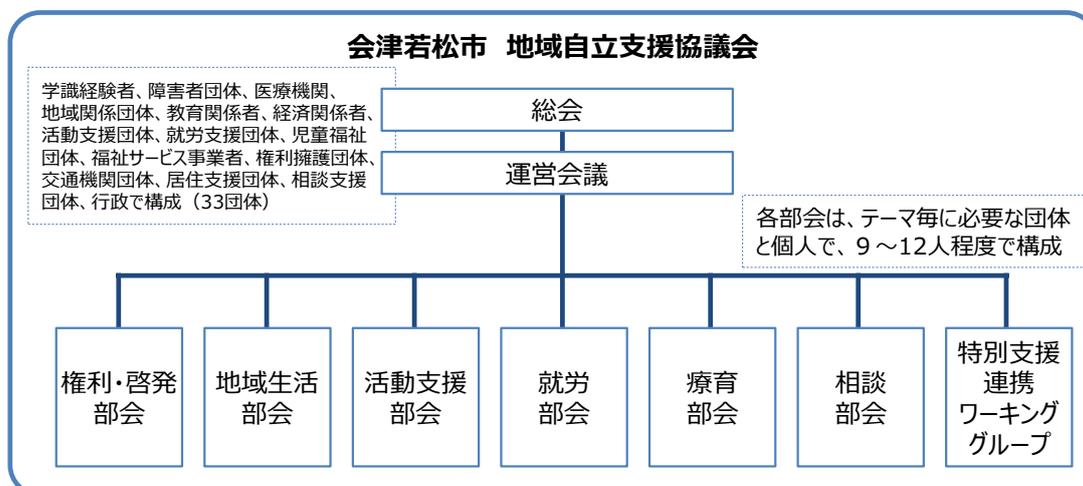
整備方針

- ・地域生活支援コーディネーターの配置により、親亡き後の支援が必要な世帯の実態把握、及びニーズの掘り起こしを行う。
- ・グループホームの体験利用や緊急時に入所可能な居室を確保する。
- ・地域生活支援コーディネーターを中心に置き、地域生活体験事業、緊急時入所事業（いずれも市独自事業）を軸とする面的整備を行う。

地域自立支援協議等の活用

- ・地域自立支援協議会の中に、6つの専門部会と1つのワーキンググループがあり、各専門部会を月1回開催して、主に相談部会において、仕組みづくりや地域生活支援拠点等の必要性について検討してきた。
- ・地域自立支援協議会の相談部会で、「横断的な支援のしくみづくり」というテーマで地域生活支援拠点等をどのように作るかを協議して方向性を明確にし、第4期障がい福祉計画（平成27年度～29年度）に反映した（地域生活支援コーディネーターを1人配置、緊急時入所先の1か所確保などを記載）。
- ・地域自立支援協議会は計画の進行管理を行なう場であり、地域生活支援拠点等についても、評価や意見を得る形で活用している。

地域自立支援協議会構成図



整備状況

- ・平成28年度から地域生活支援コーディネーターを配置し、基幹相談支援センターと同一法人（社会福祉法人会津療育会）に委託し、事業を実施している。
- ・コーディネーターが、地域包括支援センター等と連携し親亡き後の支援が必要な世帯の把握やニーズの掘り起こしを実施。平成29年度は、緊急時の受け入れ・対応（緊急時入所事業）、体験の機会・場（地域生活体験事業）の利用調整も実施（平成29年7月～）。
- ・市内の相談支援の体制については、会津若松市は合併により市域が広がったこともあり、身近な場所での相談や迅速な対応ができるよう、7か所（旧市域5か所+合併後の2町村）の生活圏域（中学校区）毎に「地域障がい者相談窓口」の設置を進めており、当該圏域の地域包括支援センターとの連携も図っている。平成25年度に1か所整備済で、平成29年度中にさらに1か所整備予定。
- ・相談支援体制としては、地域生活支援拠点等、基幹相談支援センター、地域障がい者相談窓口の三者があるが、機能区分として、地域生活支援拠点等は親元からの自立・地域移行、基幹相談支援センターは困難ケース対応と相談支援事業者への研修等、地域障がい者相談窓口は幅広い相談への対応としている。

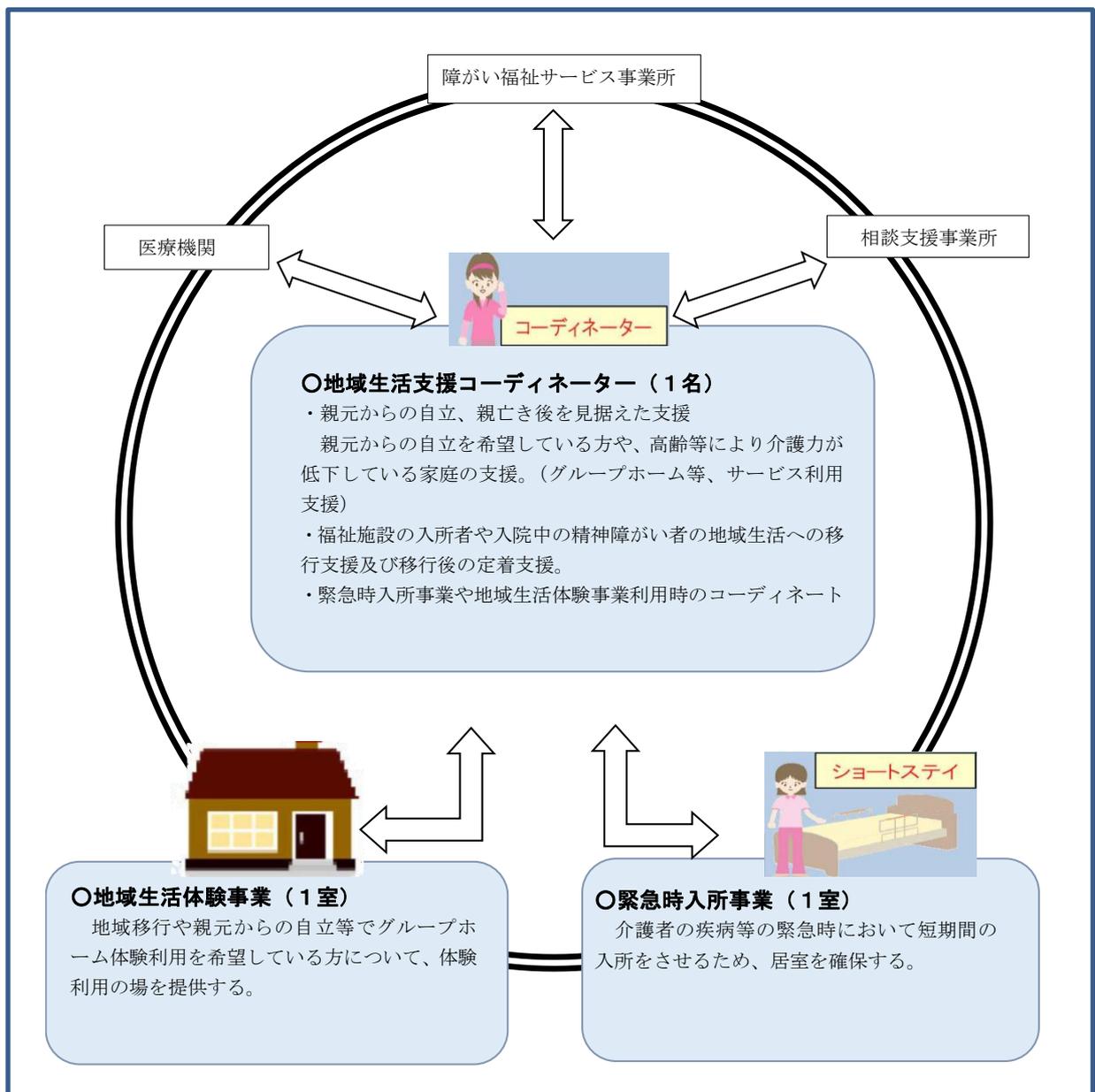
必要な機能の検討・検証

- ・平成28年度から実施している地域生活支援コーディネーター事業で、親亡き後に支援が必要な障害当事者へのアプローチ、及び掘り起こしに取り組んでおり、その成果に基づき緊急時入所事業及び地域生活体験事業を実施（平成29年7月～）している。

整備完了時期

- ・当初想定していた、①コーディネーターの配置、②グループホームの体験事業（地域生活体験事業）、③緊急時入所可能な居室確保（緊急時入所事業）を整備（平成29年7月）。

整備イメージ図



3. 必要な機能の具体的な内容

① 相談機能

相談支援専門員数	29人 うち 地域生活支援拠点等 事業で確保している人数：1人
相談事業にかかる費用	予算措置額：5,300千円（コーディネーター1名分） 活用している事業枠：地域生活支援事業

利用者数 実人数 37人 延べ人数 156人（平成28年度）

24時間対応を導入

- ・ 社会福祉法人会津療育会は、基幹相談支援センターを受託している法人であり、24時間対応の相談体制をとっている（3障害に対応）。コールセンターによる電話対応と相談サポーターによる2次対応を行っている。
- ・ 夜間については、電話取り次ぎ業務を委託しているアイネット株式会社（主に高齢者の見守りシステム等を手がける会社）につながり、電話だけで対応可能な相談はそこで一次的な対応を行っている。コールセンタースタッフは障害福祉の専門ではないが、電話対応の経験豊富なスタッフも多く、電話で話を聞くだけで済む相談も多い。
- ・ 電話だけで対応が困難な場合は、アイネット株式会社から相談サポーターの携帯電話（持ち周り）に連絡が入り必要に応じて出勤する（相談サポーターには出勤手当あり）。
- ・ 相談サポーターは有志で、基幹相談支援センターから委嘱される。現在、10数人ほどが登録されており、市職員、社会福祉協議会の職員、相談支援専門員など、障害者に関わりのある人が中心である（輪番制）。
- ・ 相談サポーターは市内在住の方が多く、緊急時にはおおむね30分以内には現場到着が可能である。
- ・ その他、拠点等とは別の位置づけではあるが、地域の身近な相談支援窓口として、介護保険の地域包括エリアごとに「地域障がい者相談窓口」の設置を進めている。困り事を抱える人には、まずは身近にある地域障がい者相談窓口にご相談してもらい、緊急案件等については拠点等につないでいる。地域障がい者相談窓口は、アウトリーチも積極的に行っており、ニーズの掘り起こしの役割も担っている。現在1か所で、平成29年度中に2か所に拡大。すべての包括エリアをカバーすることを目標。

② 緊急時の受け入れ・対応

<p>平成28年度の緊急時の受け入れ・対応で確保している床数</p>	<p>平成28年度未実施 平成29年度より市内の医療法人（病院）内に1室確保 緊急時入所事業登録者数 25人（平成29年度見込み）</p>
<p>上記利用にかかる費用</p>	<p>予算措置額：1,716千円（1室分）※9か月分の予算 活用している事業枠：地域生活支援事業</p>
<p>緊急入所定員 1名</p> <p>病院内に1室確保し医療との連携も可能、夜間や体調不良時等も安心できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会津若松市には短期入所事業所が3か所あるが、稼働率が高く緊急時の受け入れが難しいため、市独自で1室確保して委託することとした。 ・市内の医療法人（病院）内に1室確保しており、緊急時の受け入れを行なう。病院内のため医療との連携も可能で、夜間や体調不良時等の対応により利用者の安心につながっている。 ・事前登録制だが（現在の登録者数6名）、登録していない人も受け入れ可能。 ・利用期間は月10日まで。基本的には地域生活支援コーディネーターが連絡調整する。 ・部屋は短期入所サービスの指定外。 	

③ 体験の機会、場

平成28年度の体験の機会、場	平成28年度未実施
利用者数	地域生活体験事業登録者数 9人（平成29年度見込み）
上記利用にかかる費用	予算措置額：91万円（1室分）※9か月分の予算 活用している事業枠：地域生活支援事業
<p>体験利用の定員 1名</p> <p>地域での生活を体験できる場を1室確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人と契約し地域生活を体験できる居室を1室確保している。利用期間は月10日までとし、利用料は、会津若松市の地域生活支援事業の利用料条例に基づく（基本的に障害福祉サービスの自立支援給付と同様のしくみで、ほとんどは無料で実費負担分のみを徴収）。 ・利用に際しては、原則として地域生活支援コーディネーターが日中活動を含めコーディネートする。 ・親元から離れた宿泊体験で、一人暮らしに近い生活を行い、地域生活支援コーディネーターや受託先の事業所の職員が訪問して、食事提供などの支援を行う。 ・スタートして間もないためまだ利用者は少ないが、今後の利用希望の予定が入っており、利用は増えていく見込み。 ・居室はグループホームの指定外の、一般の集合住宅の1室を確保。 	

④ 専門的人材の確保、養成

専門的人材の確保、養成に	予算措置額：特になし
かかる費用	活用している事業枠：特になし
<p>3 障害ともに総合的に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター、地域生活支援コーディネーターを委託している社会福祉法人は、障害の相談窓口として平成12年頃から活動しており、専門性を有する職員が多く3障害共に総合的に対応が可能である。 <p>講演などを中心に毎月1回の勉強会を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターが、相談支援事業者や相談支援専門員等への研修をはじめ、各種セミナーや出前講座、勉強会など人材育成の取組を実施している。 	

⑤ 地域の体制づくり

地域の体制づくりにかかる

予算措置額：特になし

費用

活用している事業枠：特になし

医療機関が協力的な土壌

- ・事業所などが協力的な地域であり、医療機関も地域移行の意識が高いところが多い。地域移行支援を使わなくても、病院のMSWが入院中の障害者と一緒にグループホームに見学に行き、事業所との連携をはかるなど退院に向けた支援も行っている。また、行政や事業所との連携を積極的に行うなど、地域移行に前向きである。

拡大コーディネート会議で地域全体を支える体制づくり

- ・市の施設「ノーマライズ交流館パオパオ」に、基幹相談支援センターが入っており、その館内で拡大コーディネート会議を開催（月1回）し、相談支援事業所の資質向上や地域全体で支える体制づくり等を行っている。
- ・相談支援事業所の困難事例を中心に、事例検討を行う。そこで前述の「相談サポーター」の案内や研修会等の情報提供なども行っている。
- ・市内の相談支援事業所は1人事業所が多く、この会議が情報共有及びスキルアップの場として活用されている。
- ・参加者は常時10団体程度で、必要に応じて事業所が加わり、毎回約30～40人の出席がある。会議には市職員も参加し、行政の研修やイベント、新規事業所の紹介などの情報提供も行う。その他、病院のMSWも参加しており、長期入院患者の地域移行や、在宅で医療的ケアが必要な人への対応等に関し、相談支援専門員とMSWとの顔の見える関係ができています。

指定特定相談支援事業所との連携

- ・指定特定相談支援事業所がもつケースのうち、親亡き後の対応が必要と想定されるケースは地域生活支援コーディネーターにつないでもらうようにしている。地域生活支援コーディネーターが同行して状況を確認し、必要に応じて地域生活体験事業等を案内する。本人に地域生活支援拠点等の機能を活用してもらい、そのアセスメント結果を相談支援事業所に返すプロセスを通じ、支援体制の強化を図っている。

⑥ その他

費用	予算措置額：5,300千円（コーディネーター1名分）※「相談機能」の再掲 活用している事業枠：地域生活支援事業
----	--

地域生活支援コーディネーターの配置

- ・平成28年度モデル事業として、地域生活支援コーディネーター（専属で1人）を配置し、親元からの自立や親亡き後の支援を中心に平成29年度も継続している。
- ・地域生活体験事業と緊急時入所事業のコーディネート（プランニング、連絡調整、連携）だけでなく、相談支援事業所、医療機関、介護関連（地域包括支援センターなど）との連携も行う。
- ・現任の地域生活支援コーディネーターは、基幹相談支援センター委託法人（社会福祉法人会津療育会）に所属しており、社会福祉士、ケアマネージャー、介護福祉士、介護支援専門員、保育士の資格を保有している。現場経験、コーディネート業務の経験も長く、介護分野にも障害分野にも精通した人材である。
- ・平成28年度は、地域の潜在ニーズ、特に親亡き後の支援を必要とする家庭の掘り起しを目的として「手帳所持者の中で、親が70歳以上の人」（約200名）をピックアップし実施。（手帳を持っていない人も含めれば、実際はもっといると思われる）。ケース掘り起しのために、地域包括支援センターや相談支援事業所、民生委員等への地域生活支援コーディネーターの周知に努めるとともに、情報収集や同行訪問等を行ってきた。その成果として、他の相談窓口などから地域生活支援コーディネーターにつながるケースが増えてきている。
- ・地域生活支援コーディネーターの活動により、支援につながっていない人をサービスにつなげ、一人一人に計画相談をつけるところまで到達することが目標である。親亡き後については、必ずグループホームというわけではなく、アセスメント、全体のコーディネートを行い、日中活動は就労継続支援B型事業なのか生活介護なのか等まで含めて支援している。既に計画相談を受けている人には、親亡き後の意識づけを行っている。

4. 地域生活支援拠点等の具体的な活用事例

<地域生活支援拠点等利用事例1>

利用者の属性

- ・40代男性。精神障害。

利用した経緯

- ・現在、70代の母、50代のきょうだい（引きこもり）と同居。
- ・通院先医療機関から離れた山間の地域に居住しており、通院には非常に不便であること等から親亡き後は通院先医療機関の近くへの居住を漠然とイメージしている。しかし、精神疾患発症後は単身生活等を送ったことがないため、アパート等での単身生活が可能か、グループホームでの支援が必要か等をアセスメントするとともに、親元から離れた生活を体験するため、地域生活体験事業の利用に至った。

利用の効果等

- ・5日間の体験利用を経験し、単身生活のイメージを持つことができた。
- ・食事の準備や栄養管理等に課題は残るものの、その他の家事や、日中活動であるデイケアへの通院も可能になった。
- ・親亡き後の居住の場について、本人がイメージを持つことができた。今後、冬場の積雪後にも体験を行い、具体的にどのような支援が必要かの検討を行う。

5. 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

さらなる対応強化のための地域生活支援コーディネーターの増員

- ・現在は1名の配置だが、今後介護者の高齢化や障害の重度化などが想定され、コーディネーターの増員が必要になると考えられる。人材確保が課題となる。

体験の場などの拡充

- ・現在、体験の場、緊急時対応ともに1室ずつの確保であるが、男女別の対応等を考えると、2室以上の確保が望ましいと思われる。